

まつうら 農業委員会だより

第29号

令和8年8月1日発行

発行 松浦市農業委員会
編集 委員会だより編集委員会
TEL (0956) 72-1111
(内線232)

ご挨拶

松浦市農業委員会

会長 佐々木 龍 二



暑中お見舞い申し上げます。年々暑さが増しているように感じます。皆様におかれましては、暑い中での農畜産業等のお仕事は、ご苦労が多いことと拝察申し上げます。また、農業委員会の活動にあたり、平素より格別のご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、数年前に「心太」という言葉を知りました。読みは、「ところてん」です。「こころぶと」とも読むようです。「冷索麺(ひやそうめん)」とともに夏の季語(俳句)になっています。私にとってこの心太という漢字から農業で連想するのは、

「心を太くして農業の難課題に対応しなければならない」ということです。農業従事者の減少と高齢化、担い手不足、資材の高騰、耕作放棄地の増加など、市内を含め全国どの地区でも課題が山積しています。心を太くしないと押しつぶされそうです。国、県、市による施策も講じられています。松浦市農業委員会としても課題解決に向け一步一步活動を進めます。農地法に係る権利移動の承認・法的手続き業務に加え、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などの重点業務にも対応して参ります。皆様のご理解、ご協力のほど、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

結びに、暑い日が続きますので、熱中症予防に十分努められますようお願い申し上げます。

● 主な内容 ●

- 暑中のご挨拶…………… 1
- 我が町のがんばる農業者…………… 2
- 各種お知らせ…………… 3～6



- 定例農業委員会の開催日は原則として毎月27日です。
- 農地転用等申請受付期限は、毎月14日です。
(週休日の場合は前開庁日)
- 農地に関するお困り事は、地元農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局にご相談ください。

「我が町のがんばる農業者」

「次世代に繋ぐ」

稲本 いなもと

裕さん ゆたか
(鷹島町原)



私は、二十歳の時に祖父の和牛繁殖を手伝いながら学んだ後に、クラスター牛舎を継承して8年目になります。

現在では繁殖母牛30頭規模を軸に、飼料用米1ヘクタールの収穫と飼料作物4.7ヘクタールの作付け、収穫をしています。

繁殖農家というものは牛を育てる中にも、色々な作業があり、母牛の分娩管理や子牛の体調管理、

牧草の確保などやるが多くてよく悩むこともあります。鷹島のベテラン農家の方々がいらつしやるので、御指導を頂き、いつも助けられています。

ここ数年では、削蹄師として多数の農家のもとに出向く機会があり、そこでも日々勉強させて頂いています。なかには、「いつも綺麗に切ってもらってありがとう」と言葉を頂くことがあり、凄く励みになっています。

今まで教えて頂いたものを、もっと活かして次世代の方々に繋いでいけるような農家を目指して頑張っていきます。

本人執筆



全国農業新聞を購読しませんか?

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。

みなさんの購読の申し込みをお待ちしております。

月4回金曜日発行
B3版十十四頁
購読料月額九百円

「送料、税込み」

お申し込みは、地元農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局にお願いします。



令和8年度の農業臨時雇い賃金の目安

(令和8年3月27日以降)

1. 農業臨時雇い賃金の標準時間額

作 業 別	労働時間	金 額
田 植 (機械植補助)	1 時間	1,040円
稲刈 (機械刈補助)	1 時間	1,040円
一 般 農 作 業	1 時間	1,040円
農 機 具 運 転	1 時間	1,040円
み か ん 収 穫	1 時間	1,040円
ぶ どう 袋 掛	1 時間	1,040円

2. 機械作業・その他の請負料金(燃料費を含む)

作 業 別	単位	金 額 (税 込)	備 考
耕 起	10a当り	5,500～6,500円	
代 か き	10a当り	6,000～7,000円	
機 械 田 植	10a当り	6,000～7,000円	苗作りは別、付帯作業を除く
畔 塗 り	1m当り	40円	
バ イ ン ダ ー 稲 刈	10a当り	6,000～7,000円	結束紐は含まない
水 稻 中 苗 育 苗	1箱当り	早 期 877円	予約分 (当用は987円) ※殺菌、殺虫剤が施されたもの
		普通期 889円	予約分 (当用は999円) ※殺菌、殺虫剤が施されたもの
コ ン バ イ ン	10a当り	13,000～15,000円	
ハ ー ベ ス タ ー	10a当り	6,000～7,000円	結束紐は含まない
飼 料 刈 り 取 り	10a当り	3,000～4,000円	
飼 料 収 穫 (集草・反転)	10a当り	3,000～4,000円	

3. この農作業賃金は標準額であるので、当事者双方で協議し決定するものとする。

4. 賄いは、地域の習慣によるものとする。

5. 交通費を要する場合は双方協議する。

やめよう！農地の無断転用

～農地を農地以外（宅地や駐車場など）の目的で使用する場合には、
農地転用の許可が必要です。～

許可なく農地を転用する行為は農地法違反で、厳しい罰則が与えられます。

農地等の権利取得の効力を生じないだけでなく、工事の中止、原状回復の命令が出されることもあります。また、これらに違反した場合は、3年以下の懲役又は300万円以下（法人に対しては1億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

農地を相続した際には届け出が必要です！

※相続等により農地を取得した方は、農業委員会にその旨を届け出ることが義務付けられています。

《届出が必要な人》 農地を相続した人

《届出の期間》 権利を取得したことを知った日から10か月以内

《届出に必要なもの》登記完了証をご持参いただくと手続きがスムーズになります。

農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

☆農業に従事する方の老後の安心に役立ちます☆

国民年金+**農業者年金** ※早めの加入がすべてにおいてお得です！

特徴① 農業者の方なら広く加入できます（以下のすべてに該当）

- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上65歳未満の方

特徴② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

- 自分がかけた保険料は全額年金として生涯受け取れます。
万が一80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取るはずの年金は、死亡一時金として遺族に支給されます。

特徴③ 保険料はいつでも変更できます

- 月々2万円から6万7千円まで（千円単位で）

メリット① 支払った保険料は確定申告で全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税対象になります。

メリット② 政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。
○一定の要件を満たす場合、月額2万円の保険料に2割から5割の範囲で最大1万円の補助あり

メリット③ 35歳未満の若い農業者で要件を満たす方は保険料の納付下限額2万円が1万円で加入できます。

<お問い合わせ> 松浦市農業委員会又はお近くのJA窓口

農業者年金受給者からの声

よしはら
吉原

すなお
順穂さん（志佐町池成）



○年前の話。エッ！もう受給年齢…、未だ未だ現役農業者だと思っていたのに…。老後2千万円とか…、人生卒業迄は大変な金がかかると言う。もつと掛金を掛けていたならばあ…。でも若い時はそれが精一杯だった。それでも年金受給は大変ありがたい。勧めてくれた地区担当の農業委員さんに感謝だ。反省を踏まえ

て息子には、他年金と余り遜色の無い受給をする為に、高額掛け金を続ける様言っております。

年金受給者協議会会員募集！

現在、松浦市農業者年金受給者協議会では会員を募集しています。1人でも多くの受給者の方々に協議会に入会いただき、年金制度を維持・充実させていくために組織的に国等へ働き掛けていくことが重要です。

また、レクリエーション活動などを通して会員相互の健康維持と親睦を図れるよう各種事業も計画していますので、是非、協議会への加入をお願いいたします。



自分の農地の管理できていますか？



私有地

道路



私有地

車

所有する農地を管理せずに放置していると、遊休農地となってイノシシの棲家になったり、害虫が発生して近隣の農地などに迷惑をかけてしまいます。また、自分の農地から木などが道にはみ出していると、歩行者や自転車の通行に支障を来すほか、見通しが悪くなり交通事故を引きおこす恐れもあります。場合によっては、**土地所有者に賠償責任が発生すること**もあり得ます。

農地法では、農地の所有者に対し、その土地の「**農業上の適正かつ効率的な利用を確保する義務**」が明確に定められています。

農作物を栽培していない休耕地であっても、定期的な草刈りや枝切りなど、適切な管理をお願いします。

あなたも農業委員・推進委員になりませんか

地域の農業を支える大切なお仕事です！

農業委員

任期 令和9年4月1日～令和12年3月31日

●主な職務

- ・ 農業委員会総会（毎月開催）での農地法に基づく許認可の審議、決定
- ・ 農地利用の最適化の推進に関する指針の作成や変更、市内の農地の貸し借りや転用などに関する現地調査

●定数 19人

●報酬 23,300円/月 ※別途報酬あり

※松浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給

農地利用最適化推進委員

任期 委員会が委嘱した日～令和12年3月31日

●主な職務

担当区域での

- ・ 農地の貸し借りや転用などに関する現地調査
 - ・ 農地利用に関する農業者との情報交換
- 農業委員会総会（毎月開催）で農地の最適化に関する意見を伝える

●定数

（御厨）5人、

（福島・鷹島・上志佐）各3人

（星鹿・志佐・調川・今福）各1人

●報酬 23,300円/月 ※別途報酬あり

私たちがこれからの農地・地域を支えるカギとなります



担い手の高齢化が進む中、全国で多くの青年・女性農業者が委員として活躍しています。また、公平性を高めるため、農業分野以外の委員（中立委員）の任命が義務づけられています。

〈応募期間〉

令和8年9月1日～9月28日

〈応募方法〉

- ① 農業者、農業団体、関係団体などからの推薦
- ② 本人による応募

※応募に必要な書類は、農業委員会事務局、各支所、出張所窓口で配布します。必要事項を記入し、問合せ先までご提出ください。

書類は市ホームページでもダウンロード可能です。詳しくは右のQRコードまたは問合せ先まで



青年・女性農業者や農業経験がない人も活躍しています

特に、女性委員を積極的に募集しています！

各記事のお問い合わせについては、農業委員会事務局まで ☎0956-72-1111(内線232)